

**地方公共団体のスーパーシティ提案についての
国家戦略特区WG委員等によるヒアリング（大府市）
（議事要旨）**

（開催要領）

- 1 日時 令和3年5月18日（火）15:15～15:47
- 2 場所 永田町合同庁舎703会議室等（オンライン会議）
- 3 出席者

＜自治体等＞

新美 清和	大府市スーパーシティ構想アーキテクト 大府市情報化推進室長
柴田 武	大府市情報化推進室主査
太田 雅之	大府市企画広報課長
鈴木 康之	大府市企画広報課企画制作係長
青木 大	一般財団法人地域活性化センター・企画グループ副参事
齊藤 傑	富士通 Japan 株式会社第二ビジネス部
小椋 たつや	富士通 Japan 株式会社第二ビジネス部

＜国家戦略特区ワーキンググループ委員＞

座長	八田 達夫	アジア成長研究所理事長 大阪大学名誉教授
座長代理	原 英史	株式会社政策工房代表取締役社長
委員	阿曾沼 元博	医療法人社団混志会社員・理事
委員	安藤 至大	日本大学経済学部教授
委員	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士
委員	岸 博幸	慶應義塾大学大学院教授
委員	菅原 晶子	公益社団法人経済同友会常務理事
委員	中川 雅之	日本大学経済学部教授
委員	八代 尚宏	昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

＜情報・デジタル、個人情報保護の専門家＞

平本 健二	内閣官房政府CIO 上席補佐官（スーパーシティ／スマートシティにおけるデータ連携等に関する検討会 委員）
-------	--

＜内閣府地方創生推進事務局＞

眞鍋 純	内閣府地方創生推進事務局長
佐藤 朋哉	内閣府地方創生推進事務局審議官
喜多 功彦	内閣府地方創生推進事務局参事官

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 提案内容の確認
 - (2) 質疑応答
- 3 閉会

○喜多参事官 本日は、御多忙のところ御出席をいただき、誠にありがとうございます。

これより大府市からスーパーシティ提案についてのヒアリングを実施します。

まずは自治体より提案内容につきまして10分程度、説明いただき、その後、質疑応答、全体で40分程度を予定しております。質疑応答の際の司会は八田先生にお願いいたします。

それでは、自治体より提案内容の御説明をよろしくお願いいたします。

○新美アーキテクト それでは、愛知県にあります大府市の情報化推進室の新美と申します。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、大府市のデジタルウェルネス構想に関しまして御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。担当から御説明させていただきます。

○鈴木係長 大府市企画広報課の鈴木と申します。

事前に提出させていただきましたスライドを用いて説明をいたします。画面を共有させていただきます。よろしくお願ひします。

まず1ページを御覧ください。本市は市制施行以来、まちづくりの基本理念に掲げております「健康都市」を実現するため、子供から高齢者まで全ての世代が健康を維持することができる大府市デジタル構想を提案いたします。

スライド上段の●の2つ目、3つ目に記載いたしましたように、本市は国立長寿医療研究センター、あいち小児保健医療総合センターをはじめ医療・福祉・介護施設が集積する地域におきまして、健康長寿の一大拠点を形成する「ウェルネスバレー」を平成20年度から推進しております。このウェルネスバレーにおきましては、健康づくり、医療、福祉、農と食、産業の創出など様々な事業に取り組んでおりますが、今回の大府市デジタルウェルネス構想は、これらの事業のうち健康づくりと産業の創出について規制改革と先端技術の活用により強化、拡充するものでございます。

本構想は大きく2つの施策で構成しております。1つ目の施策は、市民の健康QOLの向上で、パーソナル・ヘルス・レコードの管理・運用、自動運転などの活用により、個人に最適な健康づくり・医療・福祉・介護サービスの提供を目指すものでございます。

2つ目の施策はデジタルヘルスケア産業の創出で、先端技術を活用し、医療・福祉・介護分野のデジタル化に取り組み、新産業を創出するものでございます。

本市はこの2つの施策とその相乗効果により、全ての世代が健康を維持することができ

るまちづくりに取り組んでまいります。

スライドの2ページを御覧ください。本構想の対象区域はウェルネスバレー地区を含む大府市の全域でございます。スライドの右下のウェルネスバレー地区には、冒頭に御説明いたしました国立長寿医療研究センター、あいち小児保健医療総合センターをはじめ県民の健康づくりを総合的に推進するあいち健康プラザ、それから、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、障害者就労施設などが集積しており、これらの施設を総称してウェルネスバレー関連機関というように称しております。

スライドの3ページを御覧ください。次に、先端サービスの概要の資料を用いまして、市民の健康QOLの向上とデジタルヘルスケア産業の創出の2つの施策について説明いたします。

1つ目の施策、健康QOLの向上につきましては、パーソナル・ヘルス・レコードの管理・運用、自動運転、MaaSの活用により、医療・福祉・介護を担う地域の専門職がその専門性を発揮し、相互に連携を強化することができる環境を整備することで、個人に最適なケア・サービスの提供を目指すものでございます。

さらに、連携協定を締結する企業・大学、そして、健康づくりに対する意識の高い市民・事業者と連携し、データを利活用した健康づくり、介護予防に取り組む「大府市版次世代ヘルスケア・システム」の構築に取り組んでまいります。

これまでの取組といたしましては、AMEDの研究採択課題のパーソナル・ヘルス・レコード利活用研究事業につきましては、市が保有する子供の健診情報をデータ基盤に連携し、母子手帳アプリ「おぶいく」で確認できるサービスを提供しております。また、医療・介護ネットワーク「おぶちゃん連絡帳」におきましては、本人の同意を得た上で病院、薬局、訪問介護、居宅介護の事業者などが診療、介護情報を共有し、多職種連携により市民を支える仕組みづくりに取り組んでおります。

また、タニタヘルスケアリンク・スギ薬局と連携した大府市健康プログラムは、運動習慣のない就労層をメインターゲットに、チーム制による歩数イベントによる健康づくりに取り組むとともに、歩数や体組成のデータの分析による事業評価を行うサービスを提供しております。

本構想の新たな取組といたしまして、出生から終末期までの生涯健康手帳、パーソナル・ヘルス・レコードを活用した健康づくり、介護予防、在宅オンライン等での医療・服薬等のサービスの提供をはじめ、記載の5つの取組を予定しております。本市は昨年3月に策定いたしました地域包括ケア推進ビジョンにおきまして、この地域に住む全ての人々が生まれてから人生を閉じるまでの間、年齢やその人の置かれた状況にかかわらず、医療・福祉・介護等の専門職や事業者、行政機関、地域団体等から包括的な支援を受け、安心して暮らせる町を目指しており、本構想の各取組によりこのビジョンを実現いたします。

必要な規制の緩和の内容につきましては、後ほど一括して説明いたします。

スライドの4ページを御覧ください。2つ目のデジタルヘルスケア産業の創出はウェル

ネスバレー関連機関を中心とした医療・福祉・介護業界の現場ニーズと企業の技術力のマッチングに加え、本市が協定を締結するソフトバンク、富士通との連携により、新たな製品、サービスの開発に取り組み、先端技術を活用した次世代ヘルスケア産業の創出を目指すものでございます。

これまでの取組といたしまして、地方創生推進交付金を活用した医福工連携マッチング支援事業、新製品・サービスのブランド認定制度、福祉施設におけるAIロボット技術の実証実験などがございます。

本構想の新たな取組といたしまして、医療・福祉・介護業界のニーズ収集と企業とのマッチング、新製品・サービス、ビジネスモデルの共同研究・開発に取り組みとともに、ウェルネスバレー関連機関を製品・サービスの実証フィールドとして活用し、ニーズの収集から研究開発、実証を経て商品化に至るまでの各段階の支援を行います。これらの取組に加えてデジタルヘルスケア産業分野のスタートアップ支援拠点の開設も計画をしております。

本地域は自動車産業のものづくりの中小企業が集積しておりますが、今後は本地域の将来を見据えた新たな産業として、ウェルネスバレー関連機関の資源を活用したデジタルヘルス系産業の産業化を目指してまいります。

必要な規制緩和の内容は後ほど一括して御説明いたします。

スライドの5ページを御覧ください。次に、本構想の推進体制について説明いたします。

本構想は、本市がデジタルトランスフォーメーションを推進するため、本年4月に新設いたしました情報化推進室を中心にICTに関する連携協定を締結しておりますソフトバンク、富士通、そして、包括連携協定を締結しておりますスギ薬局、市内の各大学の知見を生かしながら推進いたします。具体的な2つの施策につきましては、それぞれWGを設置し、ウェルネスバレー関連機関と連携協力して取り組みます。

スライドの6ページを御覧ください。規制・制度改革の提案につきましては、6項目を考えております。初めに、市民のQOLの向上の施策では、1項目め、2項目め、5項目めの提案をさせていただきます。

1項目めは初診からのオンライン診療、初回からのオンライン服薬指導として、地域の医療連携を促進し、市民を支える最適なケア・サービスの提供を目指すものでございます。

2項目めは、自動運転レベル（レベル4）の実装化として、自動運転等による回診送迎により、オンライン診療と組合せ、高齢者などが自宅で医療・介護を受けられる環境の整備を目指すものでございます。

5項目めは、地域限定型規制のサンドボックス制度として、ウェルネスバレーをモデル地域とした自動運転の実証・実装を目指すものでございます。

次に、2つ目の施策、デジタルヘルスケア産業の創出では、3項目め、4項目め、6項目めの提案をさせていただきます。

3項目めは介護機器貸与モデル事業としてデジタルヘルスケア産業の創出の取組の中で

生まれた、新たに承認された各種介護機器について、一定の要件を満たしたものを介護保険の対象とすることを指すものでございます。

4項目めは、特区医療機器薬事戦略相談として、デジタルヘルスケア産業創出の中で研究開発された医療機器をPMDA職員による面談の対象とすることを指すものでございます。

最後に6項目めはユニット型指定介護老人福祉施設設備基準に関する特例として、介護ロボットの実証実験の場の拡大を指すものでございます。

以上の6項目をはじめ、本構想を推進する中で必要があれば既存の特区制度の規制改革メニューを幅広く活用してまいりたいと考えております。

スライドの7ページを御覧ください。データ連携基盤のシステム構成は、スライドの下の各区域データを連携し、先端サービスとして医療・介護・福祉、健康づくりなどのシステムに活用すること。基盤整備はベンダーへの委託を想定。

最後に、スライドの8ページを御覧ください。全体スケジュールを説明いたします。全体マネジメントといたしまして、本年度に基本構想の策定を予定しております。各施策の推進は市民の健康QOLの向上の取組である大府版ヘルスケア・システムの構築では、本年度に「おぶちゃん連絡帳」事業と「大府市健康プログラム」事業につきまして、他の健康関連データとの連携を検討し、実証、一部実装に向けた取組を進めてまいります。

デジタルヘルスケア産業の創出では、本年度に新製品、新サービスの研究開発過程における先端技術の活用を検討し、来年度にデジタルヘルスケア産業育成プロジェクトを開始いたします。

スーパーシティ公募・認定手続は記載のとおりでございます。

最後に、本市はこれまでに規制改革の取組としまして、平成30年度に構造改革特区のメニューであります特定農業者による特定酒類の製造事業、いわゆるどぶろく特区の区域認定を受けております。また、内閣府の地方分権改革提案募集方式を活用し、権限移譲、規制緩和の提案を積極的に行い、令和元年度、令和2年度、連続で閣議決定をいただいております。

本日提案させていただきました大府市デジタルウェルネス構想につきましては、このたびスーパーシティ型国家戦略特区の区域指定に向けた公募をさせていただきましたが、区域指定に至らない場合であっても個別の特区メニューの活動などにより構想の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。よろしく願いいたします。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問をお受けしたいと思います。

阿曾沼さん、いかがですか。

○阿曾沼委員 2点御質問をさせていただきます。PHRの活用ということが非常に重要なテーマになっていますが、全ての患者さんのデータをオプトインで共有するということは可能だ

と思うのですが、PHR以外に臨床研究などのデータ二次利用の中ではデータの共有化や多くの課題があります。またお亡くなりになった方の医療情報取得や活用においても課題があります。ライフコース全てのデータをどう収集するか、二次利用の価値を高める上でどうお考えか確認させてください。

次に、オンライン診療に関してですが、新型コロナ禍の時限立法が恒常化していけば問題ないのか、それを超える何か御要請があるのかについて確認をしたいと思います。

○八田座長 それでは、よろしくをお願いします。

○鈴木係長 まず個別のデータにつきましては、現時点で死亡した方のデータというところまでは検討しておらず、今、これから生まれてくる方を中心としたパーソナル・ヘルス・レコードの活用を検討しております。

次に、オンラインの関係でございますが、現在、コロナの中で一部規制の緩和が進められておりますが、これを恒常的に取り組んでまいりたいということで提案をさせていただきました。

以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、中川さん、お願いします。

○中川委員 どうもありがとうございます。今の阿曾沼さんの質問と関係するのですが、オンラインについて初診でなくても大丈夫だよというような今回時限的、期限的にかどうか、パンデミックの間は認められているわけですが、平常時に戻ったときに初診からでもオンラインで大丈夫だということについては、少しパンデミックでない状況でそうするには理屈が必要なのではないかなと思います。

そのときに自分で選んだからとか、そもそもパンデミックのときに大丈夫だったではないかという話はあるのですが、ただ、PHRがそもそも整理され、PHRというものが非常に豊富な情報だとすれば、繰り返す病気ですとか、あるいは直近の身体状況によって推測できるような、そういうような病気でしたら初診に代わるものとしてPHRというものが位置づけられ得るのではないかなと私は少し思っているのです。大府市さんのほうでPHRのモデル事業も展開されているということであれば、PHRによるそういう記録データというものが初診という行為と代替可能なのかということについて実証実験の中で検討、あるいは今後検討する予定があるのでしょうかということをお伺いできればと思っております。

○八田座長 お願いします。

○鈴木係長 お答えさせていただきます。

まずPHRの実証実験、それから、資料に記載をさせていただきました「おぶちゃん連絡帳」というものがございます。こちらが医療とか介護に関わる専門職の方が本人の同意を得て診療情報とか介護情報を共有しておるものでございます。そういったものの情報が集まって精度が高いものを整理することができれば、初回のオンライン診療のいろいろなリスクを補完できる可能性があるものだというようには認識しています。

今後のモデル事業については、今回、大府市デジタルウェルネス構想として提案させていただき、最後に申しあげましたように区域指定のいかににかかわらず、国のその他の補助金等も活用しながら行っていきたいというように考えております。

以上です。

○八田座長 中川さん、よろしいですか。

○中川委員 ありがとうございます。

○八田座長 それでは、ほかに御質問ございませんでしょうか。

それでは、落合さん。

○落合委員 御説明ありがとうございます。

私のほうからモビリティのほうと、あと医療のほう、それぞれお伺いできればと思います。規制改革の提案の中に自動走行のところについてレベル4ということで書いていただいております。具体的にこれまで実験で既にやられていることがあれば教えていただきたいということと、あとは具体的にどういう形で使われようとしているのかということについて、先ほど医療のほうに特に絞って御説明されており、全体像が少し分からなかった部分があるので、どういう形で御計画されているのかを伺えればと思いました。

あと2点目の医療に関するところについて、この対応モデルのところなのですが、厚労省の通知のほうで明確に書かれていないので、実際に問合せ等をされて実施してはいけないという形で言われているのか、それとも別に特に何も駄目だとも言っていないが明確になったほうがありがたいので、ここの部分は通知等で補充してほしいという趣旨なのか、この辺り、改革すべき内容の確認状況等やお考えを詳しく教えていただけないでしょうか。

○鈴木係長 ありがとうございます。

まず初めに自動運転の今までの取組につきましては、本地域で自動運転を試験的に走行させたということの実績はございません。ソフトバンク株式会社と包括連携協定を結んでいる関係で、ソフトバンクドライブや、MaaSの関係でいろいろな企業との情報交換をしております。やはり自動走行する上では車と共に道路の規格などのハード整備が課題ということで聞いておりますので、今回の提案の中では比較的道路が広く、自動走行の可能性が高いウェルネスバレー地域をモデル地域としてサンドボックス型の取組ができればなという提案をさせていただきました。

次に、介護保険の関係であります。こちらは総合特区でほかの自治体で取組が行われております。これについて本市において適用できるかどうかというのを国の関係省庁に直接確認はしておりません。その総合特区の活用事例が本地域でも横展開できればというような提案をさせていただきました。

以上です。

○落合委員 ありがとうございます。

そうすると、2点目のほうは既に認められている事例の特例等の適用関係が分からないので、そこを明確化できるとありがたいということですね。どちらかというと既に出てい

るものの適用があることを明確化したいということで宜しいでしょうか。

○鈴木係長　そうでございます。先ほど御質問いただきました自動運転をどのような形で今回の提案に適用させるかというところですが、医師会ではなくて地域のある医師からの御提案で、今後、高齢者が増える中で訪問介護、それから、在宅介護の需要が高まるという中で、そういった関心とかそういうところに自動運転、それから、MaaSが活用できないかという御提案をいただき、本市でもそういった可能性が考え得るということで提案をさせていただきます。

以上です。

○落合委員　ありがとうございます。

○八田座長　ありがとうございました。

それでは、菅原さん、お願いします。

○菅原委員　ありがとうございます。

主にヘルスケアのところでお伺いします。PHRを活用してオンライン診療やオンライン服薬指導を個人データをベースに行うというところですが、例えば高齢者の医療と介護、福祉のデータ連結等によるサービスの提供を考えていらっしゃるのか。また、介護ですが、現場、個人の介護データと介護ロボット等の開発は親和性を持って取り組める話だと思うので、その辺の連携。また、日本は介護ロボット等の承認、認可が非常に遅いという面があるため、現場のデータと密接に開発を進めていくことによって認証を早める等の規制改革などを求めているのか。

○鈴木係長　初めに、医療とか高齢者医療、それから、介護、福祉の関係性が深いということで御意見をいただきました。その点で申し上げますと、今回のPHRの活用というところの大きな動機といたしまして、地域で活躍されるお医者さんや薬局、それから、訪問介護の方々、福祉の方とか、多職種の専門家の方々の連携を強化したいというところがあります。

先ほど少し申し上げましたスモールスタートではありますが、「おぶちゃん連絡帳」というものがございまして、そちらに本人の同意を得て医療とか介護の専門家の方々が情報を共有するツールを設けております。現在、具体的には194人のそういった専門職の方々、お医者さんや訪問介護の看護師さん、それから、リハビリ職員の方々の情報を連携しております。そういったものでそれぞれのある特定の市民の方々に対して、介護ではこういう情報があって、医療ではこういう情報があるという共有を進めておりますので、御意見をいただきましたようにそういった取組を強化していきたいと考えております。

次に、介護の現場を主としたロボットの開発であります。こちらが施策の2つ目のデジタルヘルスケア産業の創出という取組の中に考えてございまして、本市の中にウェルネスバレー地域というところがありまして、そこに病院や介護施設、福祉施設が集積しております。そこで実際に介護、福祉を担っていく方々の現場のニーズを吸い上げて、それを企業と連携させることにより、新たな製品の開発をしていきたい。さらに、そこで実証の

場、実証フィールドがそこにありますので、そういったところで実証を含めた製品化を進め、その中で今回提案させていただきました介護機器、介護保険への適用や、介護施設での実証の拡大というような提案をさせていただいているところでございます。

以上です。

○八田座長 ありがとうございます。

ほかに御質問ございませんでしょうか。

それでは、私のほうから追加の御質問をさせていただきます。先ほど落合さんから自動運転をするための道路状況についての御質問がありました。ある程度広い道路できちんと道路側にインフラを造らないと駄目だというようにおっしゃいました。ということは、訪問介護をする場合に市の全域をカバーするというわけにはいかないということですね。かなり中心部の道の広いところに住んでいる人たちのために、この自動運転のサービスができるということなののでしょうか。それが第1の質問です。

○鈴木係長 自動運転の意見交換の中でやはり道路の規格というところは課題ということで感じております。やはり広い道路であるところであれば自動運転が適用しやすい。一方で、高齢化が進んでいるところとなりますと、どちらかというところと中心部が離れたところのほうが高齢化は進んでいるという部分もありまして、当面は自動運転、安全性を第一に考えて適用できるところで進めつつ、技術革新の動向を見ながら、そういったどちらかというところと道路が広くないエリアでの拡大も将来的にはできるのではないかなというように考えております。

以上です。

○八田座長 なるほど。

それから、2つ目で、これで最後ですけれども、中川さんがお聞きになったように、今はリモートによる初診診療に対して制約がないが、これは一旦コロナが終わったときには、元に戻ってしまう可能性があるかもしれません。そういうときにもおたくの大阪市の提案ではちゃんとPHRが整っているから、それを前提にこの初診についてもできるようにしてほしいということを言うと説得的なのではないかと中川さんはおっしゃったのですが、それは提案書の中にもそういう観点で述べてあるのですか。

○鈴木係長 そうですね。初診からのオンラインの診療については、当然本人の希望を踏まえてというところで、やはりPHRを基にしてオンライン診療、PHRと実際のオンラインを経る会話の中での診療が不満であると感じる方に関しては実際の面談による診療になるかと思いますが、そういったわけではなくオンライン診療を希望される方については、そういった初回からの取組を行っていきたいというように考えております。

○八田座長 それは強力な理屈だと思いますね。

それでは、ほかに御質問ございませんでしょうか。

○原座長代理 原です。よろしいですか。

○八田座長 どうぞ。

○原座長代理 大変ありがとうございました。大府市さん、国家戦略特区のエリアの中に既にいらっしゃいますので、既存の特例措置については早急にぜひ御活用いただければいいと思います。それから、今日いただいた新たな御提案についても特に特例措置を設ける可能性も含めて、これは全て検討して関係省とも議論していくというプロセスに入ればと思います。これはスーパーシティになるかどうかに関わりなく進めたいと思います。

その上で、御質問は、スーパーシティの枠組みを使うことで従来の国家戦略特区とは違う、こんなことも実現できればということがもしございましたら教えていただければと思います。

○鈴木係長 当初の説明で触れさせていただきましたとおり、本市は個別の構造改革特区であったりとか、あと別の制度ではございますが、地方分権提案募集方式を活用した権限移譲、規制緩和に取り組んでおりますが、やはり個別の規制緩和を行うためには国の内閣府さんも含めたいろんな調整が必要。まず自治体と内閣府さんの調整、それから、内閣府さんと各省庁との調整ということで非常にハードルが高いということで認識をしております。こういったスーパーシティ型の特区のような一括して複数の規制緩和ができるような取組というのは非常に自治体としては魅力に感じまして、今回、提案をさせていただいたところでございます。

以上です。

○原座長代理 ありがとうございます。

国家戦略特区の枠組みで御対応いただいてもよろしいわけですね。

○鈴木係長 そうですね。

○原座長代理 承知しました。ありがとうございます。

○八田座長 ほかにございませんか。

それでは、多少時間は早めですけれども、大府市さんのヒアリングを終了したいと思います。どうもありがとうございました。